（様式第２号第７条関係）

※署名又は記名押印

室蘭市　殿

（担当：経済部緊急経済対策室）

室蘭市住まいのリフォーム助成金　事前受付及び交付申請に係る

同意書兼委任書

室蘭市住まいのリフォーム助成金（以下、「本助成金」という。）の交付を受けるため、甲（室蘭市に本社、または支社、営業所等があり、市内でリフォーム工事を行うことができる事業者であり、乙が発注する工事を請け負う事業者）に対して、乙（室蘭市内に住民登録があり、本助成金の助成対象住宅等を所有する者）は、本助成金の事前受付及び交付申請の一切の手続きを委任し、甲はこれを受任します。

また、乙は、本助成金の事前受付及び交付申請に当たり、室蘭市が、室蘭市に住民登録があること、並びに本助成金の対象住宅等を所有していることを、室蘭市が保有するそれぞれの公簿により確認することに同意するとともに、本書裏面に記載の本助成金交付要綱第３条に規定する助成対象者であることを誓約します。

甲及び乙は、室蘭市に本同意書兼委任書の提出により、上記の委任について届け出を行います。甲は、受任にあたって本同意書兼委任書の裏面に記載のすべての項目について、乙に説明し、乙はこれに同意の上、一切異議は申し立てません。

甲及び乙は、本同意書兼委任書を2通作成し、署名又は記名押印の上、それぞれ1通保管するものとし、甲は、その写し、室蘭市に提出する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【甲】受任者（工事請負業者）** | |  | **【乙】委任者（発注者、住宅等所有者）** | | | | | | | |
| 事業者名 |  |  | 氏名 |  | | | | | | |
| 事業者住所 |  |  | 住所 |  | | | | | | |
| 代表者氏名 |  |  | 連絡先 |  | | | | | | |
| 担当者 |  |  | 本助成金  振込先口座 | 銀行・金庫 | | | | | | |
|  | 本店・支店・出張所 | | | | | | |
| 担当連絡先 |  |  | 普通　・　当座 | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | （委任者フリガナ） | | | | | | |

※署名又は記名押印

※裏面に記載の項目について、甲、乙ともに事前に必ずご確認ください。

室蘭市住まいのリフォーム助成金交付要綱抜粋

（助成金の交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）令和6年3月1日時点において、室蘭市内に住民票があり、令和6年3月1日から現在まで助成対象住宅に

居住している者

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　室蘭市住まいのリフォーム助成金（令和６年３月１８日施行）を受給した者。

イ　助成対象住宅等が、既に他の所有者により室蘭市住まいのリフォーム助成金（令和６年３月１８日施行）を受給している住宅等である者

ウ　同一の工事について室蘭市が行う他の制度による交付金及び補助金を受給した者。

エ　同一の工事について他の地方自治体等において本事業と重複して申請することが認められていない補助または助成事業による給付を受けた者。

オ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう）。

カ　暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）。

（助成対象住宅等）

第４条　助成の対象となる住宅等は、市内において自己が所有する次の物件とする。

（１）住宅のリフォーム工事の場合　住民票に記載されている申請者が居住する住宅

（２）外構工事等の場合　申請者が居住する住宅と同一区画の土地

（助成対象工事）

第５条　助成の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事をいう。

（１）市内事業者が助成対象住宅等について行うリフォーム工事

（２）助成対象住宅等に係る工事費用（共同住宅にあっては住戸部分のみに係る工事費用。店舗併用住宅にあっては居住のように供する部分のみに係る工事費用。）が税込み２０万円以上の工事

（３）第７条第２項に定める事前受付完了通知書兼交付申請書の通知日以降に行う工事

（４）令和６年８月３１日までに完了する工事

（個人情報の調査）

第９条　市長は、第７条の事前受付及び第８条の交付申請があったときは、提出された同意書兼委任書に基づき、申請者が第３条第１号及び第４条に該当することを、室蘭市が保有する公簿により個人情報の調査を行う。

（交付決定の取り消し）

第１２条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（１）助成金の交付の決定日から５年以内に助成対象住宅等を取り壊し、貸与し、又は売却、譲渡したとき

（２）市が定めた助成要件に違反したとき

（３）虚偽の申請又は、その他不正な行為により助成金を受給したとき

（４）その他、市長が不適当と認める事由が生じたとき

（書類の整備、保存）

第１３条　この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金に関する書類を整備し、これを助成金の交付が完了する日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。